

【資料編】 関係法令等

○空家等対策の推進に関する特別措置法

平成二十六年法律第二百二十七号

(目的)

第一条 この法律は、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、空家等に関する施策に関し、国による基本指針の策定、市町村（特別区を含む。第十条第二項を除き、以下同じ。）による空家等対策計画の作成その他の空家等に関する施策を推進するために必要な事項を定めることにより、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の増進と地域の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「空家等」とは、建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

2 この法律において「特定空家等」とは、そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第三条 空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。

(市町村の責務)

第四条 市町村は、第六条第一項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(基本指針)

第五条 国土交通大臣及び総務大臣は、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する施策の実施に関する基本的な事項
- 二 次条第一項に規定する空家等対策計画に関する事項
- 三 その他空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 国土交通大臣及び総務大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(空家等対策計画)

第六条 市町村は、その区域内で空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に即して、空家等に関する対策についての計画（以下「空家等対策計画」という。）を定めることができる。

2 空家等対策計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

二 計画期間

三 空家等の調査に関する事項

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地(以下「空家等の跡地」という。)の活用の促進に関する事項

六 特定空家等に対する措置（第十四条第一項の規定による助言若しくは指導、同条第二項の規定による勧告、同条第三項の規定による命令又は同条第九項若しくは第十項の規定による代執行をいう。

以下同じ。) その他の特定空家等への対処に関する事項

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

3 市町村は、空家等対策計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 市町村は、都道府県知事に対し、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関し、情報の提供、技術的な助言その他必要な援助を求めることができる。

(協議会)

第七条 市町村は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）のほか、地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者その他の市町村長が必要と認める者をもって構成する。

3 前二項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

(都道府県による援助)

第八条 都道府県知事は、空家等対策計画の作成及び変更並びに実施その他空家等に関しこの法律に基づき市町村が講ずる措置について、当該市町村に対する情報の提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整その他必要な援助を行うよう努めなければならない。

(立入調査等)

第九条 市町村長は、当該市町村の区域内にある空家等の所在及び当該空家等の所有者等を把握するための調査その他空家等に関しこの法律の施行のために必要な調査を行うことができる。

2 市町村長は、第十四条第一項から第三項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その五日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第二項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(空家等の所有者等に関する情報の利用等)

第十条 市町村長は、固定資産税の課税その他の事務のために利用する目的で保有する情報であって氏名その他の空家等の所有者等に関するものについては、この法律の施行のために必要な限度において、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都知事は、固定資産税の課税その他の事務で市町村が処理するものとされているもののうち特別区の存する区域においては都が処理するものとされているものために利用する目的で都が保有する情報であって、特別区の区域内にある空家等の所有者等に関するものについて、当該特別区の区長から提供を求められたときは、この法律の施行のために必要な限度において、速やかに当該情報の提供を行うものとする。

3 前項に定めるもののほか、市町村長は、この法律の施行のために必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、空家等の所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

(空家等に関するデータベースの整備等)

第十一条 市町村は、空家等（建築物を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するもの（周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切に管理されているものに限る。）を除く。以下第十三条までにおいて同じ。）に関するデータベースの整備その他空家等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(所有者等による空家等の適切な管理の促進)

第十二条 市町村は、所有者等による空家等の適切な管理を促進するため、これらの者に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第十三条 市町村は、空家等及び空家等の跡地（土地を販売し、又は賃貸する事業を行う者が販売し、又は賃貸するために所有し、又は管理するものを除く。）に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を講ずるよう努めるものとする。

(特定空家等に対する措置)

第十四条 市町村長は、特定空家等の所有者等に対し、当該特定空家等に関し、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置（そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等については、建築物の除却を除く。次項において同じ。）をとるよう助言又は指導をすることができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による助言又は指導をした場合において、なお当該特定空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該助言又は指導を受けた者に対し、相当の猶予期限を付けて、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとることを勧告することができる。
- 3 市町村長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。
- 4 市町村長は、前項の措置を命じようとする場合においては、あらかじめ、その措置を命じようとする者に対し、その命じようとする措置及びその事由並びに意見書の提出先及び提出期限を記載した通知書を交付して、その措置を命じようとする者又はその代理人に意見書及び自己に有利な証拠を提出する機会を与えなければならない。
- 5 前項の通知書の交付を受けた者は、その交付を受けた日から五日以内に、市町村長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる。
- 6 市町村長は、前項の規定による意見の聴取の請求があった場合においては、第三項の措置を命じようとする者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。
- 7 市町村長は、前項の規定による意見の聴取を行う場合においては、第三項の規定によって命じようとする措置並びに意見の聴取の期日及び場所を、期日の三日前までに、前項に規定する者に通知するとともに、これを公告しなければならない。
- 8 第六項に規定する者は、意見の聴取に際して、証人を出席させ、かつ、自己に有利な証拠を提出することができる。
- 9 市町村長は、第三項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同項の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。
- 10 第三項の規定により必要な措置を命じようとする場合において、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確知することができないとき（過失がなく第一項の助言若しくは指導又は第二項の勧告が行われるべき者を確知することができないため第三項に定める手続により命令を行うことができないときを含む。）は、市町村長は、その者の負担において、その措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、その措置を行うべき旨及びその期限までにその措置を行わないときは、市町村長又はその命じた者若しくは委任した者がその措置を行うべき旨をあらかじめ公告しなければならない。

- 1 1 市町村長は、第三項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他国土交通省令・総務省令で定める方法により、その旨を公示しなければならない。
- 1 2 前項の標識は、第三項の規定による命令に係る特定空家等に設置することができる。この場合においては、当該特定空家等の所有者等は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 1 3 第三項の規定による命令については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。
- 1 4 国土交通大臣及び総務大臣は、特定空家等に対する措置に関し、その適切な実施を図るために必要な指針を定めることができる。
- 1 5 前各項に定めるもののほか、特定空家等に対する措置に関し必要な事項は、国土交通省令・総務省令で定める。

（財政上の措置及び税制上の措置等）

第十五条 国及び都道府県は、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助、地方交付税制度の拡充その他の必要な財政上の措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、前項に定めるもののほか、市町村が行う空家等対策計画に基づく空家等に関する対策の適切かつ円滑な実施に資するため、必要な税制上の措置その他の措置を講ずるものとする。

（過料）

第十六条 第十四条第三項の規定による市町村長の命令に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

- 2 第九条第二項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第九条第二項から第五項まで、第十四条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（平成二七年政令第五〇号で、本文に係る部分は、平成二七年二月二六日から、ただし書に係る部分は、平成二七年五月二六日から施行）

（検討）

- 2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○村上市空き家等の適正管理に関する条例

平成25年3月22日
条例第12号

(目的)

第1条 この条例は、空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることにより、空き家等が管理不全な状態となることの防止を図り、もって生活環境の保全及び安全安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 本市の区域内に所在する建物その他の工作物で、正当な権限を有する者の用に現に継続して供されていないもの及びその敷地並びに空き地（原則として農林業用地を除く。以下同じ。）をいう。

(2) 管理不全な状態 次のいずれかに該当する状態をいう。

ア 老朽化又は積雪、台風、地震等によって、空き家等が倒壊し、又は空き家等に用いられた建築材料が飛散し、若しくははく落することにより、人の生命若しくは身体又は財産に被害を与えるおそれがある状態

イ 空き家等に不特定の者が侵入することにより火災又は犯罪が生じ、又は生じるおそれが著しく高い状態

ウ ねずみ族、昆虫等が相当程度に繁殖し、人の生命、身体若しくは財産又は周囲の生活環境に害を及ぼすおそれがある状態

(3) 所有者等 本市の区域内に所在する空き家等を所有し、又は管理する者をいう。

(当事者間における解決との関係)

第3条 この条例の規定は、管理不全な状態にある空き家等に関する紛争について、当該紛争の当事者間において解決を図ることを妨げない。

(所有者等の責務)

第4条 所有者等は、その所有し、又は管理する空き家等が管理不全な状態にならないように自らの責任において適正な管理をしなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、管理不全な状態にある空き家等があると認めるときは、速やかに本市にその情報を提供するものとする。

2 市民等は、地域の良好な生活環境の保全に努めるとともに、前項に規定する情報に基づき市が実施する必要な措置に協力するものとする。

(実態調査)

第6条 市長は、前条第1項の規定による情報の提供を受け、又は空き家等が管理不全な状態にあると推測されるときは、当該所有者等の所在、管理不全な状態の程度等を調査することができる。

(助言又は指導)

第7条 市長は、前条の規定による調査等により、当該空き家等が管理不全な状態にあると認めるとき、又は管理不全な状態になるおそれがあると認めるときは、当該所有者等に対し、必要な措置について、助言し、又は指導することができる。

(勧告)

第8条 市長は、前条の規定による助言又は指導を行ったにもかかわらず、なお、当該空き家等が管理不全な状態にあるときは、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 市長は、空き家等が現に危険な状態にあると認めるときは、前条の規定による助言又は指導を行わずに、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第9条 市長は、前条の規定による勧告に応じないときは、当該所有者等に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができる。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を行ったにもかかわらず、当該所有者等が正当な理由なく当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない者の住所及び氏名(法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名)
- (2) 命令の対象である空き家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表をするときは、事前に当該公表に係る者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(立入調査)

第11条 市長は、第6条の規定による調査、第7条の規定による助言若しくは指導、第8条の規定による勧告、第9条の規定による命令又は前条の規定による公表を行う場合において必要があると認めるときは、当該必要の限度において職員に必要な場所に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の立入調査には、専門的な知識を有する者を同行させ、客観的な判断を求めることができる。
- 3 第1項の規定により立入調査をする職員は、その身分を証明する書類を携帯し、所有者等その他の関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入調査は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(緊急安全代行措置)

第12条 市長は、助言、指導、勧告又は命令を行った場合において緊急に危険を回避する必要があると認めるときは、所有者等の同意を得て、当該危険を回避するために必要と認める最低限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、所有者等から当該措置に係る費用を徴収するものとする。

(代執行)

第13条 市長は、第9条の規定による命令(他人が代わってなすことのできる行為に係る命令に限る。)を受けた者が当該命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法(昭和23年法律第43号)の定めるところにより、自ら必要な措置を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該命令を受けた空き家等の所有者等から徴収することができる。

(関係機関との連携)

第14条 市長は、管理不全な状態にある空き家等による危険を回避するために必要があると認めるときは、本市の区域を管轄する国若しくは県の機関又は警察署その他の関係機関に必要な協力を要請することができる。

(資料の提供等)

第15条 市長は、この条例の施行において必要があると認めるときは、官公署に対し、必要な資料の提供又は閲覧を求めることができる。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

○村上市空き家等の適正管理に関する条例施行規則

平成25年6月28日
規則第48号

(趣旨)

第1条 この規則は、村上市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年村上市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(情報提供による措置)

第3条 市長は、条例第5条第1項の規定による情報の提供を受けたときは、次に掲げる書類を作成し、条例第6条に規定する実態調査を行うものとする。

(1) 空き家等の適正管理情報受付簿（式第1号）

(2) 空き家等の適正管理台帳（様式第2号）

(助言又は指導)

第4条 条例第7条の規定による助言又は指導をするときは、空き家等の適正管理に関する助言・指導書（様式第3号）により行うものとする。

(勧告)

第5条 条例第8条の規定による勧告（以下「勧告」という。）は、空き家等の適正管理に関する勧告書（様式第4号）により行うものとする。

(命令)

第6条 条例第9条の規定による命令（以下「命令」という。）は、空き家等の適正管理に関する命令書（様式第5号）により行うものとする。

2 市長は、命令を行うに当たっては、命令の名あて人となるべき者が意見を述べる機会として、空き家等の適正管理に関する命令に対する意見陳述機会の付与通知書（様式第6号）により、勧告に従わなかった者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知書の発行の日から起算して14日以内に、空き家等の適正管理に関する命令に対する意見書（様式第7号）を提出するものとする。

(公表の手続き)

第7条 市長は、条例第10条第1項の規定による公表（以下「公表」という。）を行う必要があると認める所有者等に、空き家等の適正管理に関する公表に対する意見陳述機会の付与通知書（様式第8号）を送付するものとする。

2 前項の規定による通知を受けて意見を述べようとする者は、当該通知書の発行の日から起算して14日以内に、空き家等の適正管理に関する公表に対する意見書（様式第9号）を提出するものとする。

3 市長は、公表を行うときは、事前に空き家等の適正管理に関する公表通知書（様式第10号）を当該空き家等の所有者等に通知するものとする。

4 条例第10条に規定する正当な理由は、所有者等が次の各号のいずれかに該当するときとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている状況、又はこれに準ずる状況にあるため、命令に係る必要な措置を講ずることができないと認められるとき。

(2) 命令の履行期限までに必要な措置を講ずるに至らなかったものの、当該期限後相当な期間のうちにこれを行うことを書面で誓約したとき。

(3) 前2号に掲げるときのほか、特別の事由があると市長が認めたとき。

(公表の方法)

第8条 公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 村上市公告式条例（平成20年4月1日村上市条例第3号）第2条第2項に定める掲示場への掲示

(2) 市広報及び市ホームページへの掲載

(3) その他市長が必要と認める方法

(立入調査)

第9条 市長は、この条例の目的を達成するために必要な範囲において、指定した職員を空き家等の敷地内に立ち入って調査させ、所有者等及びその関係人に対して、必要な事項の報告を求め、又は事情を聴取することができる。

2 市長は、空き家等に立ち入って調査させる必要があると認めるときは、あらかじめ所有者等に対して空き家等の適正管理に関する立入調査実施通知書（以下「立入調査実施通知書」という。）（様式第11号）を交付し、立入調査の趣旨及び内容を十分に説明してから実施するものとする。この場合において、所有者等を確知できないときは、立入調査実施通知書により遅くとも立入調査を実施しようとする日の7日前までに公告しなければならない。ただし、建物その他の工作物の内部に立ち入る場合を除き、緊急やむを得ない場合は、立入調査実施通知書の交付を省略できるものとする。

3 前2項の規定による立入調査を行う当該職員は、身分証明書（様式第12号）を携帯し、所有者等及びその関係人の請求があるときは、これを提示するものとする。

(緊急安全代行措置)

第10条 条例第12条に規定する所有者等に同意を得るべき事項は、次のとおりとする。

- (1) 緊急安全代行措置の概要に関する事項
- (2) 緊急安全代行措置に要する費用に関する事項
- (3) 所有者等の費用負担に関する事項
- (4) 前3号に掲げる事項のほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項に規定する事項について所有者等が同意したときは、緊急時における安全措置のための同意書兼誓約書（様式第13号）の提出を受けるものとする。

(代執行)

第11条 条例第13条に定める代執行（以下「代執行」という。）は、戒告書（様式第14号）を送達し、その期限までにその義務を履行しない所有者等に対して、代執行令書（様式第15号）により通知して行うものとする。

2 前項の代執行の執行責任者は、本人であることを示す証票として、行政代執行責任者証（様式第16号）を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示するものとする。

(費用の徴収)

第12条 市長は、緊急安全代行措置、代執行に要した費用を所有者等から徴収するときは、執行後14日以内に納入通知書により措置に要した費用の額及び納入期限を所有者等に通知する。

2 前項の納入期限は、納入通知書の発行の日から30日とする。

(督促)

第13条 市長は、代執行に要した費用が納入期限までに納入されないときは、納入期限から20日以内に処理費用督促状（様式第17号）により督促するものとする。

(滞納処分に関する職務の委任)

第14条 市長は、行政代執行法（昭和23年5月15日法律第43号）第6条の規定により、代執行費用その他法の規定による徴収金（以下「徴収金」という。）の滞納処分に関する職務を徴収金の賦課徴収に関する事務に従事する職員に対して委任する。

2 前項の規定により委任を受けた職員は、徴収金の滞納処分を行うときは、身分を証する証票として代執行費用滞納処分職員証（様式第18号）を携帯し、所有者等及びその関係人の請求があるときは、これを提示するものとする。

(村上市空き家等の適正管理に関する調整会議)

第15条 市長は、空き家等の状態及び周辺地域に及ぼす影響を総合的に勘案した対応方針について判断するため、村上市空き家等の適正管理に関する調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

2 調整会議は、次に掲げる事項について協議し、市長に報告するものとする。

- (1) 命令に関する事項
- (2) 公表に関する事項
- (3) 代執行に関する事項
- (4) その他必要な事項

3 前各項に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。
(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日規則第56号)

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月15日規則第6号)

この規則は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)の施行の日(平成28年4月1日)から施行する。

○村上市空き家等対策計画策定委員会設置条例

平成30年3月19日
条例第10号

(設置)

第1条 村上市における空き家等対策を総合的かつ計画的に実施することを目的とした村上市空き家等対策計画（以下「空き家等対策計画」という。）について審議するため、村上市空き家等対策計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、空き家等対策計画の策定に関し必要な事項を調査又は審議する。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域住民
- (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から空き家等対策計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、初回の会議については、市長が招集する。

2 会議は、半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第9条 委員の報酬及び費用弁償は、村上市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成20年村上市条例第46号）に定めるところによる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

○村上市空き家等の適正管理に関する調整会議運営要綱

平成25年6月28日
告示第357号

(目的)

第1条 この要綱は、村上市空き家等の適正管理に関する条例施行規則（平成25年村上市規則第48号）第15条の規定に基づき、村上市空き家等の適正管理に関する調整会議（以下「調整会議」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 調整会議は、村上市空き家等の適正管理に関する条例（平成25年村上市条例第12号）（以下「条例」という。）第9条、第10条又は第13条の行政処分を行うに当たって、実態調査、立入調査及びその他必要な調査、並びに所有者等の意見を踏まえ、その是非について協議し、結果を市長に報告する。

(組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、副市長をもって充て、会務を総理する。

3 副会長は、市民課長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員は、総務課長、財政課長、政策推進課長、自治振興課長、税務課長、環境課長、建設課長、都市計画課長、荒川支所長、神林支所長、朝日支所長、山北支所長及び消防長をもって充てる。

(会議)

第4条 調整会議は、会長が招集する。

2 調整会議は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 調整会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、調整会議の会議に出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 会長、副会長及び委員は、職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 調整会議の庶務は、市民課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日告示第122号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

具体的施策の取組進捗状況評価シート

具体的施策	施策の内容	主な取組、実績	評価	今後の取組予定
1 空き家等の発生抑制の推進	(ア) 啓発チラシ及びパンフレットの配布			
	(イ) 相談会の活用			
2 空き家等の適切な管理の促進	(ア) 空き家等に関する情報収集			
	(イ) 情報のデータベース化			
	(ウ) 地域住民・民間事業者と連携した対策			
	(エ) 相談窓口体制の充実			
	(オ) 管理不全な空き家等の発生防止			
3 空き家等の利活用の促進	(ア) 空き家等の有効活用に関する情報提供			
	(イ) 町屋住宅の有効活用の促進			
	(ウ) 中山間地の空き家等の有効活用の促進			
	(エ) 空き家等の活用による地域活性化			
4 管理不全な空き家等に対する措置	(ア) 空き家等に関する情報提供			
	(イ) 法の規定による措置			
	(ウ) 特定空家等に関する認定基準			
	(エ) 特定空家等に対する措置			

市・県・国等の補助支援事業一覧

<参考資料>

《補助金概要》

【村上市 空き家バンク移住応援補助金】

- ・上限100万円までの補助
- ・平成27年度からの補助事業で、平成32年3月31日までの時限補助（5年間）

【フラット35 地方公共団体と住宅金融支援機構が連携した金利優遇事業】

(地域活性化型)

- ・空き家バンクに登録されている住宅の改修又は取得に対して、地方公共団体と住宅金融支援機構が連携し、地方公共団体による財政的支援にあわせて、フラット35の金利を、当初5年間、年0.25%引き下げる制度です。

【新潟県 空き家再生まちづくり支援事業】

- ・調査研究支援への補助金上限額は、25万円まで
- ・空き家再生支援への補助金上限額は、100万円まで
- ・単年度ごとの事業

【国土交通省 空き家対策総合支援事業】

- ・対象となる事業費の1/2若しくは1/3補助
- ・空き家の活用（コミュニティー施設等に改修する場合など）
- ・空き家の除却（跡地を公園等の公共施設にする場合など）
- ・単年度ごとの事業

【国土交通省 空き家再生等推進事業】

(活用事業・除却事業タイプ)

- ・対象となる事業費の1/2若しくは1/3補助
- ・単年度ごとの事業

【村上市 空き家バンク移住応援補助金】

○村上市空き家バンク移住応援補助金交付要綱

平成27年3月20日

告示第98号

改正 平成29年3月29日告示第135号

(趣旨)

第1条 この要綱は、村上市空き家バンク事業実施要綱（平成23年村上市告示第480号。以下「空き家バンク」という。）を利用して市外から移住する者を支援するため、登録物件購入者に対し改修に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、村上市補助金等交付規則（平成20年村上市規則第50号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録物件 空き家バンクに登録した物件をいう。
- (2) 改修 住宅の修繕及び設備の整備に伴う工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 登録物件を購入後、登録物件に1年以内に居住した者又は居住予定の者
- (2) 登録物件を購入後、1年以内に改修を完了する予定の者
- (3) 申請年度内に改修を完了する予定の者
- (4) 申請者及び同一世帯員に村上市税の滞納がない者
- (5) 申請者及び同一世帯員が、この要綱による補助金の交付を受けていない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 登録物件の主要構造部、トイレ、風呂及び台所等の生活するために必要な改修又は耐震補強工事に要する経費
- (2) 市内に事業所を有する法人又は個人が施工する改修に要する経費
- (3) 改修する部分が市の他の補助金等の交付の対象となるものを除いた経費

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、次の各号に定める額又は100万円のいずれか低い額とし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 単世代で構成される世帯で住所を置く場合、補助対象経費の3分の1以内の額
- (2) 2世代で構成される世帯で住所を置く場合、補助対象経費の2分の1以内の額
- (3) 3世代以上で構成される世帯で住所を置く場合、補助対象経費の3分の2以内の額

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、村上市空き家バンク移住応援補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金の交付申請をするに当たっては、消費税の申告義務のある者については、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の目的を達成するため必要があるときは、条件

を付することができる。

(交付決定における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の取扱い)

第8条 市長は、第6条第2項の規定による補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。

2 市長は、第6条第2項ただし書の規定による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付申請内容の変更等)

第9条 第7条の規定により交付決定を受けた者は、申請内容の変更又は中止をしようとするときは、速やかに村上市空き家バンク移住応援補助金変更・中止(廃止)交付申請書(様式第2号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付)

第10条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の額を変更交付するかどうかを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定を受けた者は、改修が完了したときは、速やかに村上市空き家バンク移住応援補助金実績報告書兼請求書(様式第3号)に必要な書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条第1項の規定により実績報告書の提出があった場合は、実績報告に係る書類の審査及び現地等の調査により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められた後、交付すべき補助金の額を確定し、通知するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書(様式第4号)により速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成29年3月29日告示第135号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

【フラット35 地方公共団体と住宅金融支援機構が連携した金利優遇事業】

地方公共団体と住宅金融支援機構が連携

新潟県版



【フラット35】子育て支援型・地域活性化型は、子育て支援や地域活性化に積極的な地方公共団体のマイホーム取得に対する補助金交付などの財政的支援とセットで、【フラット35】の当初5年間の借入金利を年0.25%引き下げる制度です。

当初5年間の借入金利

年**0.25%**引下げ

【フラット35】Sとの併用で、

当初5年間 年**0.5%**引下げ

【フラット35】子育て支援型・地域活性化型

【フラット35】に関するご相談は



お客さまコールセンター

0120-0860-35 (通話無料)

営業時間：9:00～17:00(祝日、年末年始を除き、土日も営業しています。)
ご利用いただけない場合(国際電話など)は、次の番号へおかけください。
048-615-0420 (通話料金がかかります。)

連携する地方公共団体は裏面へ



平成30年11月現在

新潟県内で連携する地方公共団体

地方公共団体	地方公共団体の補助事業等名	利用できるプラン						お問い合わせ先
		子育て支援型			地域活性化型			
		若年子育て	同居	近居	UDターンの	が外活	空き家活用	
新潟市	移住モデル地区定住促進住宅支援事業 (定住促進奨励金に限る。)				●			建築部 住環境政策課 住環境整備室 025-226-2815
	新潟市UII支援にいがたすまいリ フォーム助成事業				●			
	新潟市空き家活用リフォーム推進事業 (住み替え活用タイプに限る。)						●	
長岡市	長岡市リフォーム支援事業補助金(空 家活用リフォーム補助金のうち空家再 生タイプ)	●			●			都市整備部 住宅施設課 住宅政策係 0258-39-2265
新発田市	新発田市住宅取得補助金	●	●	●	●			みらい創造課 定住促進・婚活応援室 0254-28-9531
見附市	見附市住替え促進中古住宅取得補助事 業	●			●			建設課 0258-62-1700
	見附市定住促進・健幸住宅取得補助事 業				●			
村上市	村上市空き家バンク移住応援補助金						●	自治振興課 0254-53-2111
燕市	燕市移住家族支援事業				●			都市整備部 都市計画課 都市計画係 0256-77-8263
	燕市まちなか居住支援事業						●	
五泉市	五泉市ファミリー住まいる応援事業住 宅取得補助金	●						企画政策課 0250-43-3911
	五泉市グランドファミリー住まいる事 業住宅取得補助金		●					
	五泉市ウェルカムファミリー住まいる 事業住宅取得補助金				●			
阿賀野市	阿賀野市虹の架け橋住宅取得支援事業 補助金	●	●	●	●			産業建設部建設課 0250-61-2480

※地方公共団体の補助金交付等が終了した場合、受付を終了します。詳細は各地方公共団体にお問い合わせください。

＜注意事項＞ ●【フラット35】は、民間金融機関と住宅金融支援機構が提携してご提供する全期間固定金利住宅ローンです。お申込みは、取扱金融機関となります。詳細はフラット35サイト(www.flat35.com)でご確認ください。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは、平成31年3月31日までの申込受付分に適用となります(予算金額があり、予算金額に達する見込みとなった場合は、受付を終了させていただきます。受付終了日は、終了する約3週間前までにフラット35サイト(www.flat35.com)でお知らせします。)。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型の利用にあたっては、地方公共団体の実施する補助金交付等の対象であることを証明する「【フラット35】子育て支援型・地域活性化型利用対象証明書」の交付を受けることが必要です。●【フラット35】Sの利用にあたっては、取得対象住宅が省エネルギー性、耐震性、バリアフリー性または耐久性・可変性の基準のうち、いずれか1つ以上の基準に適合する必要があります。●このほか、【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sの利用にあたっては、住宅の耐久性等の【フラット35】の技術基準やその他融資の基準を満たす必要があります。各基準の詳細は、フラット35サイト(www.flat35.com)をご覧ください。●お客さまコールセンター(TEL.0120-0860-35)までお問い合わせください。●【フラット35】子育て支援型と【フラット35】地域活性化型を併用することはできません。●【フラット35】子育て支援型・地域活性化型および【フラット35】Sは、借換融資には利用できません。

活力と賑わいのあるまちづくり 空き家再生まちづくり支援事業

◆街なかの賑わい空間創出のため、空き家の再生を図る市町村を支援します。

[空き家の影響]

- ・街並み、景観の連続性が失われる。
 - ・除却後は空き地が増加する。
- ⇒賑わいが失われる。



賑わい空間の創出のため
空き家を再生

事業内容

STEP 1 (空き家等対策計画は未策定であるが3年以内に策定予定の市町村)

地区の空き家再生のための調査研究

- ・調査のための専門家派遣
- ・住民の合意形成のためのワークショップの開催 etc.

STEP 2 (STEP1を実施または空き家等対策計画を策定済みの市町村)

空き家の再生

- ・空き家の一部を地域に開放する公共的な用途とする部分改修

県の支援

①②とも事業に取り組む市町村の費用を1/2補助

①調査研究支援

上限：250千円/市町村(県1/2、市町村1/2)

②空き家の再生支援

上限：1,000千円/戸
(県1/3、市町村1/3、事業者1/3 等)

再生事例

商店街にある空き店舗
(酒屋)を一部改修し、
ギャラリーや街歩きの
休憩所として活用。



(改修前)



(改修後)

期待される効果

- 街なかの賑わいの創出
- 計画的な空き家対策の推進と空き家の減少

空き家対策総合支援事業[①概要]

空家等対策計画に基づき実施する空き家の活用や除却などを地域のまちづくりの柱として実施する市町村に対して、国が重点的・効率的な支援を行うため、社会資本整備総合交付金とは別枠で措置

補助対象市区町村

- ①空家対策特別措置法に基づく「**空家等対策計画**」を策定している
- ②空家対策特別措置法に基づく「**協議会**」を設置するなど、地域の**民間事業者等との連携体制**がある

など

補助対象事業

【上記計画に基づく事業】

- ・空き家の活用
(例: 空き家を地域活性化のための観光交流施設に活用)
- ・空き家の除却
(例: ポケットパークとして利用するための空き家の解体)
- ・関連する事業
(例: 空き室を低所得者向けの住宅に活用、周辺建物の外観整備)

など

事業主体

市区町村 等

補助率

1/2 等

事業活用イメージ

市町村による「空家等対策計画」に基づく事業を支援



法定の「協議会」など民間事業者等と連携

空き家再生等推進事業【活用事業タイプ】（社会資本整備総合交付金等の基幹事業）

居住環境の整備改善を図るため、空き家住宅又は空き建築物の活用を行う。

対象地域

- 空家等対策計画※1に定められた空家等に関する対策の対象地区
- 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している一因となっている産炭等地域又は過疎地域
- 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な活用を推進すべき区域として地域住宅計画※2又は都市再生整備計画※3に定められた区域（居住誘導区域※4を定めた場合はその区域内に限る。）

対象施設

- 本事業を実施しようとする際に使用されておらず、かつ、今後も従来の用途に供される見込みのない空き家住宅又は空き建築物

※ 民間企業等又は個人に補助する場合は、地域コミュニティ維持・再生の用途に10年以上活用されるものに限る

事業内容

- 空き家住宅及び空き建築物を、居住環境の整備改善及び地域の活性化に資する滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用途に供するため、当該住宅等の取得（用地費を除く。）、移転、増築、改築等を行う

- ※1 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画
- ※2 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に規定する地域住宅計画
- ※3 都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画
- ※4 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域



【奈良県五條市】
町家を滞在体験施設として活用



【広島県庄原市】
長屋住宅を交流・展示施設として活用

助成対象費用

- 空き家住宅・空き建築物の改修等に要する費用
空き家住宅等を滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するため行う住宅等の取得（用地費を除く。）、移転、増築、改築等
- 空き家住宅・空き建築物の所有者の特定に要する費用
所有者の特定のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等
- 空家等対策計画の策定等に必要となる空き家住宅等の実態把握に要する費用

事業主体	地方公共団体	民間(例)※5※6
負担割合 (<input type="checkbox"/>)が 交付対象 限度額)	国費	国費
	地方公共団体	地方公共団体
	1/2	1/3
	1/2	1/3
		民間
		1/3

※5 要する費用に2/3を乗じた額と地方公共団体が交付する補助金の額のうちいずれか少ない額
※6 国費は、地方公共団体補助の1/2

空き家再生等推進事業【除却事業タイプ】(社会資本整備総合交付金等の基幹事業)

居住環境の整備改善を図るため、不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却を行う。

対象地域

- 空家等対策計画※1に定められた空家等に関する対策の対象地区
- 空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害しているため、空き家住宅等の計画的な除却を推進すべき区域として地域住宅計画※2又は都市再生整備計画※3に定められた区域
- 居住誘導区域※4を定めた場合はその区域外で空き家住宅等の集積が居住環境を阻害し、又は地域活性化を阻害している区域

対象施設

- 不良住宅
 - ・住宅地区改良法第2条第4項に規定するもの
(空き家かどうかにかかわらず対象)
- 空き家住宅
 - ・跡地が地域活性化のために供されるもの
- 空き建築物
 - ・跡地が地域活性化のために供されるもの

※1 空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する空家等対策計画
 ※2 地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に規定する地域住宅計画
 ※3 都市再生特別措置法に規定する都市再生整備計画
 ※4 都市再生特別措置法に規定する居住誘導区域



【福井県越前町】老朽化した空き家住宅を除却し、ポケットパークとして活用

助成対象費用

- 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の除却等に要する費用
 (「除却工事費」+「除却により通常生ずる損失の補償費」)※5×8/10

※5 除却工事費については、除却工事費の1㎡当たりの額(一定の単価の上限あり)に、不良住宅又は空き家住宅の延べ面積を乗じて得た額を限度とする。
 (注)空き家住宅及び空き建築物に係るものについては、空家等対策計画に基づいて行われる場合に限る。ただし、平成27年度から3年間の経過措置期間を設ける。

- 不良住宅、空き家住宅又は空き建築物の所有者の特定に要する費用
 所有者の特定のための交通費、証明書発行閲覧費、通信費、委託費等
- 空家等対策計画の策定等に必要空き家住宅等の実態把握に要する費用

事業主体	地方公共団体	民間(例)※6
負担割合 (除却等に要する費用は □が 交付対象限 度額)	国費	国費
	地方公共団体	地方公共団体
	地方公共団体	民間
	2/5	2/5
	2/5	2/5
	1/5	1/5

※6 国費は、地方公共団体補助の1/2

【村上市空き家等対策計画策定委員会名簿】 任期：平成30年10月1日～平成31年3月31日

No	役職	所属	選出区分	氏名
1	委員長	長岡造形大学 建築・デザイン学科 助教	建築	福本 暎
2	副委員長	長岡造形大学 視聴覚デザイン学科 准教授	文化	吉川 賢一郎
3	委員	一般公募	地域住民	瀬賀 秀雄
4	委員	一般公募	地域住民	川村 寛之
5	委員	一般公募	地域住民	本間 薫
6	委員	村上市区長会連絡協議会	地域住民	会田 健次
7	委員	新潟県司法書士会下越支部村上地区	法務	小田 寛三
8	委員	新潟県宅地建物取引業協会村上支部	不動産	安藤 成
9	委員	村上市民生委員児童委員協議会連絡会	福祉	小野 長昭
10	委員	特定非営利活動法人 都岐沙羅パートナーズセンター	文化まちづくり	鈴木 信之

※敬称略

【村上市空き家等対策計画策定の経緯】

年度	期日	内容等
平成29年度	5月1日～10月31日	空き家実態調査
	10月31日～3月31日	所有者等へのアンケート調査
	8月31日～3月31日	空き家管理システム構築
平成30年度	10月1日	第1回村上市空き家等対策計画策定委員会 ・委員の委嘱 ・諮問 ・空き家等対策計画について
	1月29日	第2回村上市空き家等対策計画策定委員会 ・空き家等対策計画について ・特定空家等認定について
	2月19日～3月11日	パブリックコメント
	3月20日	第3回村上市空き家等対策計画策定委員会 ・空き家等対策計画について ・答申

**村上市空き家等対策計画
平成31年3月 策定**

**編集・発行：村上市市民課生活人権室
〒958-8501新潟県村上市三之町1番1号
TEL:0254-53-2111
FAX:0254-53-2541
E-mail:shimin-ji@city.murakami.lg.jp
URL:http://www.city.murakami.lg.jp**